

告 示

埼玉県告示第六十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
東京都練馬区大泉学園町七丁目十五番二十七号
株式会社ケイアンドテイ

二 取消年月日

令和元年五月二十二日